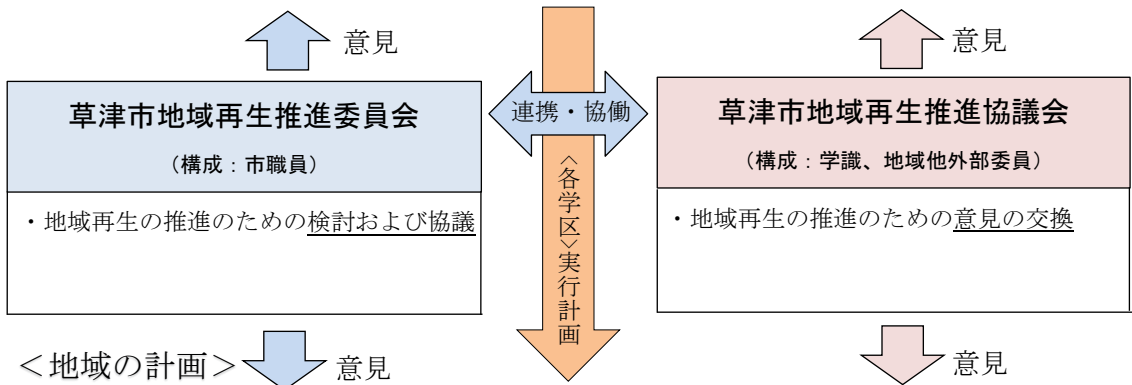
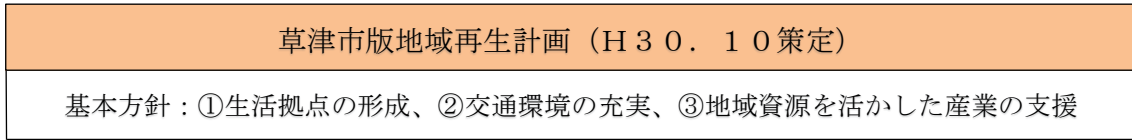
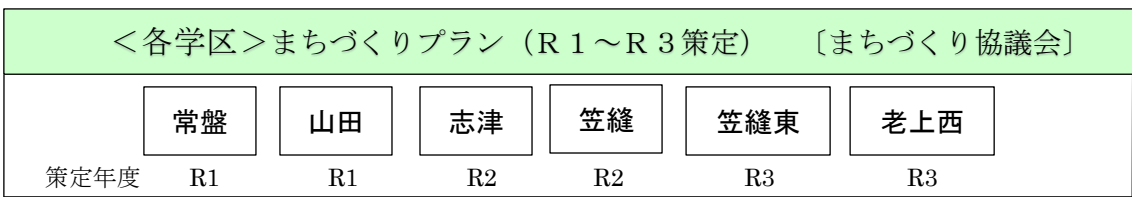


草津市地域再生推進協議会の役割について

<市の計画>



<地域の計画>



草津市地域再生推進協議会開催要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、草津市地域再生推進協議会（以下「協議会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、草津市版地域再生計画に基づき、地域再生の一層の推進を図るため、意見を交換することを目的とする。

（役割）

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見交換を行うものとする。

- (1) 郊外部における生活拠点の形成に関する事項
- (2) 郊外部における交通環境の充実に関する事項
- (3) 郊外部における地域資源を生かした事業等に関する事項
- (4) その他協議会において必要と認められる事項